

静岡市規則第65号

静岡市ものづくり産業振興条例施行規則をここに制定する。

平成23年8月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市ものづくり産業振興条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市ものづくり産業振興条例（平成23年静岡市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(産業別計画の案となるべき事項の提案)

第2条 条例第9条第3項の規定により産業別計画の案となるべき事項を提案しようとする者（以下「提案者」という。）は、産業別計画事項提案書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(提案の検討)

第3条 市長は、条例第9条第4項の規定による検討（以下「提案の検討」という。）に当たっては、条例第18条第1項の静岡市ものづくり産業振興審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

2 市長は、提案の検討に当たり、必要があると認めるときは、提案者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

(検討結果の通知)

第4条 市長は、提案の検討の結果について、第2条の規定による提案書の提出があった日から起算して10月以内に産業別計画事項検討結果通知書（様式第2号）により提案者に通知するものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、経済局商工部産業振興課において処理する。

(委任)

第8条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

産業別計画事項提案書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所（ 法人又は団体にあつては、  
その主たる事務所の所在地 ）  
提案者 氏名（ 法人又は団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名 ）  
電話

静岡市ものづくり産業振興条例第9条第3項の規定により、次のとおり産業別計画の案となるべき事項を提案します。

産業分類	
名 称	
提案の趣旨	
課 題 等	
対 応 策	
添付資料	

様式第2号（第4条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

産業別計画事項検討結果通知書

年 月 日付けで提案のあった産業別計画の案となるべき事項について、次のとおり提案の検討結果を通知します。

1 結果

2 理由等